

協会けんぽ 福島支部 からののお知らせです。

～職場内で掲示・回覧願います～

退職後の健康保険のご案内について

退職後の健康保険は、「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの選択肢があります。

◆ 協会けんぽの任意継続に加入するためには？

退職後も引き続き、協会けんぽの健康保険に加入するためには、次の条件を満たすことが必要です。

- ①退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること
- ②資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること

◆ 添付書類について

<任意>

①または②のいずれか

- ①退職証明書写し、雇用保険被保険者離職票写し、健康保険被保険者資格喪失届の写し等
- ②申出書の健康保険資格喪失証明欄(事業主記入用)への記載

※上記に挙げた書類のうちいずれかを添付いただきますと、保険証の早期発行(1週間程度)が可能となります。添付がない場合は、日本年金機構から資格喪失記録の提供を受けてからの発行(2～3週間程度)となります。

<必須>

被扶養者となる方がいる場合は必須となる添付書類がございます。

○収入が確認できる書類

年間収入が「130万円未満(注)」であることが確認できる所得証明書等の写し

※16歳未満の場合、添付書類を省略できます。

※学生でも16歳以上の方は、非課税証明書等収入が確認できる書類の添付が必要です。

そのほか在职時に扶養でなかった方が扶養となる場合や、本人と扶養者が別居している場合などは別途添付書類が必要です。詳細につきましては協会けんぽのホームページをご覧ください。

(注)認定を受ける方が60歳以上または障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円となります。



QRコードを読み取ると詳細を確認できます

◆ 申請書はホームページからダウンロード可能です

・検索していただきますと、印刷できるページをご覧いただけます。ぜひご利用ください。

協会けんぽ 任意継続資格取得申出書

検索

・ネットプリントも利用できます。ぜひご利用ください。

協会けんぽ ネットプリント

検索



郵送によるお手続きにご協力ください。



全国健康保険協会 福島支部

協会けんぽ

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

〒960-8546

福島県福島市栄町6-6 NBFユニックスビル8階

TEL.024-523-3917

医療費のお知らせを発送します

協会けんぽでは、健康保険で治療を受けられた加入者(被保険者及び被扶養者)の皆様へ、年1回「医療費のお知らせ」をお送りしております。「医療費のお知らせ」は健康の大切さについての関心を高め、加入者一人ひとりに健康管理の必要性をより一層認識していただくことや、受診状況を確認していただき、医療保険制度の適切な運営に結び付けることを目的としております。

対象

協会けんぽに加入されている被保険者及び被扶養者

通知方法

被保険者様のお勤め先を經由してお送りします。

◇ご注意ください

- ・通知書には、加入者(被保険者および被扶養者)全員分がまとめて印刷されます。
- ・すべての診療情報について記載されるわけではありません。(精神科の受診情報や、一部の医療機関の受診情報などは記載されません。)
- ・医療費控除の申告手続きの際に、医療費の明細書として使用することができます。

発送時期

令和3年1月中旬から2月初旬の予定

通知の対象期間

令和元年10月診療分から令和2年9月診療分(令和元年12月から令和2年11月までに、協会けんぽにて受付をした医療費情報)

記載内容

- ・診療を受けた方の氏名
- ・診療区分(入院・外来など)
- ・医療機関名
- ・診療年月
- ・受診日数
- ・医療費の額

※医療費控除の申請手続きにつきましては、税務署にお問い合わせ願います。
詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。

「医療費のお知らせ」に関するQ&A

Q. 医療費のお知らせに記載されていない医療費があるのはなぜですか？

A. 特定の診療科を有する医療機関で受診した場合など、記載されないことがあります。対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いします。

Q. 令和2年10～12月に受診した医療費が医療費のお知らせに記載されていないのはなぜですか？

A. 医療費のお知らせの作成には、医療機関から協会けんぽに送られてくる医療費データが必要になりますが、受診月から協会けんぽに届くまでに3ヶ月以上かかります。確定申告時にご利用いただけるよう、発送に間に合う受診分までを記載しております。令和2年10～12月までの医療費については、医療機関からの領収書に基づきご自身で作成した医療費控除の明細書を確定申告書に追加願います。

Q. 直接被保険者あてではなく、事業主に送付するのはなぜですか？

A. 直接被保険者様に郵送する方式に変更した場合、およそ10倍の郵送料が見込まれるため、各事業主様へ被保険者様への配付をお願いしております。

Q. 退職した従業員の医療費のお知らせが届いているのはなぜですか？

A. データ抽出日(令和2年12月上旬)の記録に基づき作成しているため、すでに退職されている方の分も送付されることとなります。恐れ入りますが、同封の返信用封筒にて協会支部までご返送をお願いいたします。

<お問い合わせ先> 協会けんぽ福島支部 レセプトグループ TEL.024-523-3918